



VOL.50

男と女のいきいきコラム



子どもの視点

6月の男女共同参画推進週間の標

語「わかちあう 仕事も家庭も喜びも」を、皆さんも一度は見たり聞いたりされたことがあるかと思えます。

この標語は、本紙6月1日号のこのコラム欄で紹介の通り、全国から応募のあつた標語の中から審査によって選ばれた最優秀作品です。

今回は、こうした応募のあつた標語の中で、表彰はされなかったものの、とてもすてきな標語が寄せられたと、内閣府男女共同参画局が編集発行している月刊総合情報誌「共同参画」6月号の編集後記に、「かわいい応募者」として掲載されたものを紹介します。

小学生の姉弟と思われる二人からの応募作品です。

「こうすべき

女の子だからと

決めないで」

「いつだって

男の子でしよって

いわないで」

お子さんの、とても純粹な目で見えて、感じた素直な気持ちが表れてい

ますね。

わたしたち大人も、自分が子どものころに「男の子だから・・・」もしくは、「女の子だから・・・」と、何か決めつけられたような言葉を、

大人から言われていたことを思い出した方も、いらっしやるのではない

でしょうか。そして、知らないうちに、同じ言葉を口にしてている大人に

なった、わたしがいませんか。

毎日、何げなく口にしてる言葉に、「男女共同参画」の視点を載せて、大人から子どもたちに少しずつ

伝えていけたらいいですね。

ひとりで悩まないで!!

岐阜県男女共同参画プラザ「電話相談専用ダイヤル」

☎058-278-0858

日曜～木曜

(祝日・年末年始を除く)

9:00～12:00、13:00～17:00

Vol. 5

窓 Q & A

戸籍の証明書の申請方法について

市民課・住民係
内線141～144

戸籍の証明書は、原則的に本籍地の市役所でなければ交付されません。土岐市に本籍のある方は土岐市に、土岐市以外に本籍のある方は本籍地の市役所に申請してください。例外的に多

治見市と瑞浪市に本籍のある方については、広域交付申請により、戸籍の証明書が土岐市で取得できます。

Q 申請方法は?

A 申請書に本籍・筆頭者・筆頭者の生年月日、抄本の場合

は証明されることが必要な人の氏名と生年月日を記入して、本人確認書類(運転免許証など)を添えて申請してください。また、戸籍の証明書を申請できる方は、本人・配偶者のほか、父母・子などの直系の方に限られ、それ以外の方が申請される場合は委任状が必要になります。

各証明書の交付手数料(一通)

戸籍謄抄本	450円
改正原戸籍謄抄本	750円
除籍謄抄本	750円
戸籍附票	300円
記載事項証明書	350円

